第三十一条第五項中「において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額と傷病手当金附加金の額の合計額との合算額」を「に傷病手当金の支給を受けようとする場合の法第六十八条第二項の規定により算定される額の合計額と傷病手当金附加金の支給を受けようとする場合の第三項の規定により算定される額の合計額との合算額（以下この項において「傷病手当金附加金等合算額」という。）」に、「ただし、当該合算額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合算額が当該障害手当金の額を超えるときは、当該合算額から当該障害手当金の額を控除した額については、この限りでない。」を「ただし、傷病手当金附加金等合算額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において傷病手当金附加金等合算額が当該障害手当金の額を超えるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額を支給する。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　傷病手当金附加金等合算額から障害手当金の額を控除した額

二　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　第三項の規定により算定される額から出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金附加金等合算額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　第三項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金附加金等合算額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　第三項の規定により算定される額から報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金附加金等合算額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

同条第七項を次のように改める。

7　傷病手当金附加金は、法第六十九条の規定による出産手当金を支給する場合（第四項又は第五項に該当するときを除く。）には、その期間内は、支給しない。ただし、報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額が、第三項の規定により算定される額より少ないときは、同項の規定により算定される額から当該出産手当金の額を控除した額を支給する。

第三十六条第一号中「被扶養者」の下に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の下に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。

第三十七条第一項の表中「千分の五・三三」を「千分の五・五三」に、「千分の四十五・七〇」を「千分の四十五・八〇」に、「千分の五十・六六」を「千分の五十・五六」に改め、同条第二項中「千分の四十五・七〇」を「千分の四十五・八〇」に、「千分の一・七一」を「千分の一・七二」に、「千分の五十・六六」を「千分の五十・五六」に、「千分の一・九一」を「千分の一・九〇」に改める。

第三十八条中「千分の十・六四」を「千分の十一・〇六」に改める。

第四十条第一号中「千九十五円」を「千百円」に改め、同条第二号中「六百十七円」を「千百五十二円」に改め、同条第三号中「五百三十円」を「四百四十六円」に改める。

附則第二十項の表中

「第四十条	三　退職等年金経理 五百三十円	三　退職等年金経理 五百三十円 四　経過的長期経理 六十二円」

を

第四十条	三　退職等年金経理 四百四十六円	三　退職等年金経理 四百四十六円 四　経過的長期経理 百十八円」

に改める。

附　則

1　この変更は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　平成二十八年三月以前の分の傷病手当金附加金の額の算定については、なお従前の例による。

3　平成二十八年三月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

行旅死亡人

本籍・住所・年齢・性別不詳、灰色チャック付きジャージ、黒色タイツ、白色ももひき、靴（黒色防寒シューズ26.5cm片方）を着用、所持金品は無し

上記の者は、平成28年３月25日午後３時15分、同月26日午前10時５分、千葉県勝浦市鵜原674番地法蓮寺の北北東方約600mの山林内において、頭蓋骨及び大腿骨の み残存する白骨死体として発見されました。死因は不詳、死亡の日時は不明も１年前後またはそれ以上と推定される。身元不明のため、遺体は当市において火葬に付し、遺骨を保管しております。心当たりの方は、当市福祉課まで申し出てください。

平成28年４月18日

千葉県　勝浦市長　猿田　寿男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、高齢者、身長160cm台前半位と推定

上記の者は、平成28年３月19日午前10時55分頃、三重県四日市市塩浜町地内中部電力電柱55ウ213北方図測15.5メートル先雑木林内にて足の骨や頭蓋骨が発見されました。

身元不明のため当市にて火葬致しました。お心当たりの方は、当市健康福祉部保護課までお申し出ください。

平成28年４月18日

三重県　四日市市長　田中　俊行

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、40歳代以上の男性で身長160cmから165cmの可能性が高い

上記の者は、平成27年10月21日午後０時45分頃、熊本県宇土市新開町1892番地の民家から東方約230m先川岸で白骨化した状態で発見された。死亡日時は不明。死後数年以上経過している可能性が高い。

身元不明につき火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市健康福祉部福祉課まで申し出てください。

平成28年４月18日

熊本県　宇土市長　元松　茂樹

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成28年４月18日　愛知県豊川市

1　墳墓等所在地　豊川市下長山町堺11番１

1　墳墓等の名称　でんでんぼろ墓地

1　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

1　改葬を行おうとする者　愛知県豊川市諏訪１丁目１番地　豊川市長　山脇　実